

会議概要

会 議 名	令和 4 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会
事 務 局	福祉部福祉管理課
開催年月日	令和 5 年 3 月 2 2 日（水）
開 催 時 間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 3 時 3 1 分
開 催 場 所	足立区役所 庁舎ホール
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	別紙のとおり
会 議 次 第	別紙のとおり
資 料	別紙のとおり
そ の 他	

【協議会審議等内容】午後2時00分開会

（近藤福祉管理課長）

定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第3回足立区地域保健福祉推進会議を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。日頃から当区の地域保健福祉の推進にご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。私は、本日の司会を務めます福祉管理課長の近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、検温、マスク着用にご協力いただきありがとうございます。

会議に先立ちまして、一つお話させていただきます。

携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードにしていいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認を行います。

事前に配付している部分と本日席上にお配りしている部分がございます。一つ一つ確認をさせていただければと思います。

事前に配付している部分は、会議の次第、報告事項1・2・5・6、情報連絡1から18、別添資料・報告事項2-1と6-1、別添資料・情報連絡事項2-1となっております。

本日席上に配付しておりますのは、差し替えになりました会議次第、別添資料・報告事項1-1、別添資料・報告事項2-2、報告事項3、報告事項4、別添資料・報告事項5-1、別添資料・情報連絡事項10-1、以上でございます。不足はない

でしょうか。不足がある場合は、お手を挙げていただければと思います。

それでは、協議会を進めます。

本協議会は、足立区地域保健福祉推進協議会条例第6条第2項に基づき、委員の過半数の出席により協議会が成立いたします。本日は全委員50名中37名のご出席を頂いておりますので、協議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、これ以降、菱沼会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（菱沼会長）

よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、久々に対面開催となりまして、この間、多くの方に感染症対策を含めてご尽力いただいていたことと思います。心からお礼申し上げます。また、今日の午前中に野球（ワールドベースボールクラシック）がありましたけれども、皆さん、ご覧になった方もいらっしゃるかと思うのですよね。とても気持ちが入って応援したと思うんですけれども、やっぱりあれを見ていて、例えば、足立区のいろんな方々は様々なスポーツを楽しむことができているだろうかということもちょっと思いながら見ていたんですね。2025年には東京でデフリンピック、ろうあ者の方の大会があるので、そういったこともいろんな方々がスポーツを楽しむということを考える大事な機会になるのかなと思っています。そういったこともちょっと考えながら、思いながら、今日また進めていきたいなと思っているのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和4年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会を始めます。

本日の議題は、次第のとおりとなっています。

なお、進め方ですけれども、報告事項を先にご説明いただいた後に、皆さんからご意見いただきたいと思っています。その後、情報連絡事項については、時間の都合上、説明を省略いたします。こちらについて何かご意見ご質問がございましたら、お願いします。

また、本協議会の委員名や会議録などは区民の皆様に公開することになります。記録の関係上、ご発言の前に団体名とお名前をおっしゃっていただけるようにご協力をお願いいたします。

それでは、早速、1件目から行きたいと思います。

報告事項1、足立区学童保育室整備計画の見直しについて、江川住区推進課長から説明をお願いします。

(江川住区推進課長)

それでは、私のほうからご説明させていただきます。

報告事項に関連しまして、関連する内容が情報連絡事項の1番もございますので、併せてご説明させていただきます。

まず、資料の8ページをご覧ください。

情報連絡事項1、令和5年度学童保育室の入室申請受付状況についてでございます。令和4年11月7日から12月1日まで行っておりました一斉受付の状況のご報告でございます。表の令和5年度というところを横に見ていただきたいというふうに思いますが、学童保育室数につきましては、1室増え124室、飛んでいただきまして、受入れ可能数が5,460名、一方で、申請者数が5,544名というふうになっておりまして、結果としまして、84名の超過となっております。

次の9ページにつきましては、地域別の受付件数を記載させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

そうしましたら、1ページにお戻りください。

報告事項の1、足立区学童保育室整備計画の見直しについてでございます。先ほどの令和5年度の申請状況などを踏まえまして、整備計画の見直しを行ったという内容でございます。

主な変更点につきましては2点ございまして、1点目が整理地区の見直しでございます。申請状況ですとか、学齢人口の予測、また大規模開発などにより需要予測を改めて行いまして、学童保育室を整備する地区を見直したという内容でございます。今後、整備を予定する地区につきましては、表に記載のとおりとなりますが、令和6年4月1日の開設に向けまして5年度に公募を行う地区が1番の青井から8番の伊興南までの8地区、令和7年度開設に向けまして6年度に公募を予定している地区が千住桜木、千住河原町から梅田までの4地区でございます。

続いて、2ページをご覧ください。

2点目が、今後の学童保育室の在り方についてでございます。今年度からモデル的に区の職員が各学童保育室を回る実地調査というものを行っております。統一的な評価と助言を行う中で、学童保育室全体の質の向上を目指していくという取組でございます。

また、この実地調査ですとか、保護者へのアンケートを通じて、学童保育室が抱える課題について浮き彫りにしていく中で、直営学童保育室、現在、令和5年4月1日時点になりますと、4施設6室になりますが、こちらの直営学童保育室が果たすべき

役割というところを、今後、検討していきたいというふうに考えております。

詳細につきましては、本日席上に配付させていただきました整備計画をご確認ください。

私からは以上となります。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項2、足立区再犯防止推進計画（素案）パブリックコメントの実施結果について近藤福祉管理課長から説明をお願いします。

(近藤福祉管理課長)

報告事項2をご覧いただければと思います。

足立区福祉部で再犯防止推進計画の策定を進めております。再犯防止推進計画とは、罪を犯した方のうち、また罪を犯して再び刑務所に戻る方が多いということで、自治体も計画を策定することが努力義務になっております。

今回、令和4年11月25日から12月24日までの間にパブリックコメントを行いました。個人から8名、団体から1名のご意見を頂きまして、合計17件のご意見を頂いたところでございます。

個人の内訳といたしましては、40代、50台代がお1人ずつ、残りの6名は10代の方という形になっております。これを受けまして、別添でつけました足立区再犯防止推進計画（案）、こちらを策定する予定でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございます。

計画案の中身は皆さんのほうでご覧いただきたいと思います。

続きまして、報告事項3、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実績及び進捗状

況について、片岡新型コロナウイルスワクチン接種担当課長から説明をお願いします。

(片岡新型コロナウイルスワクチン接種担当課長)

片岡です。よろしくお願いいたします。

ワクチン、ちょっと来年度に向けて年度末動きがありますので、報告資料、今回机上配付とさせていただいております。報告事項3という資料と国のリーフレットをつけさせていただきました。こちらの2枚で説明のほうをさせていただきます。

案件、大きく分けて2件です。1つ目が今の接種状況について、2つ目が令和5年度の接種についての説明となります。

1つ目、今の接種状況、1番にあるんですけども、今主にやっているのが、令和4年の秋から始めたオミクロン株用のワクチン、12歳以上の方を対象にしたものなんですけれども、一番上の箱の一番下が総計で、3月14日時点で44.0%とあるんですけども、今最新の数値で言いますと、44.1%となっております。今は、大分、接種状況が収まってきていて、ちょっと頭打ちで伸びていかない状況ですけれども、23区の中で比較しても、今8番目の接種率ということになっております。足立区医師会様のご協力でここまで接種が進んでいるということで、改めてお礼を申し上げます。

それと、5歳から11歳、6か月から4歳の接種についても記載のとおりでございます。これも国の接種率と比較しても、同等の数値で推移をしているというような状況でございます。

続きまして、令和5年度のワクチンの接種事業ということで、まず1つ目、2の

(1)にあるとおり、令和5年度の1年間については、現状の特例臨時接種の期間を

延長するということが決まっております。
自己負担なしの、今の接種を来年度は継続するというのが決められました。

次のページです。(2)番、追加接種のスケジュールについてということで、

(ア)にあるとおり、今やっている令和4年秋開始接種オミクロンを1人1回という接種につきましては、5月7日をもって一旦終了します。今持っている接種券の接種は5月7日に終了する。その後、5月8日から、新たに65歳以上の高齢者の方、基礎疾患を有する方、また医療機関、高齢者施設、障害者施設の従事者の方を対象にして、春から夏、5月から8月、国はこれ令和5年春開始接種と言っているんですけども、5月8日からこの期間で追加接種を開始するというようになっております。

(ウ)になるんですけども、これが、今度、秋から冬にかけて、秋開始接種なんですけれども、春開始接種が終わった後、9月から12月にかけて、今度は1、2回接種が完了している5歳以上の方全てを対象として接種をしますということで、国から事務連絡のほうが来ております。イメージでいくと、年度に山が2つあって、年度の前半に重症化リスクの高い高齢者などを対象に1回接種をします。その後、秋に全ての方を対象に接種という形を実施する。ですので、高齢者の方は、年に春と秋以降ということで2回接種をするということになっております。

(3)番は、接種勧奨及び努力義務ということで、接種の目的を、国は重症化予防目的ということにしていくというところで、今まで区からの接種の勧奨ですとか、努力、接種するよう努めなければならないというような、こういったものについては、65歳以上、また高齢者の方と基礎疾

患を有する方、重症化リスクがない方については、こういった義務については外すというようなことが示されております。

(4)番、その他の接種についてなんですけれども、今、まだ初回接種お済みでない方につきましても、この初回接種は来年度、令和5年度も継続するというようになっております。

最後、(イ)、これは5歳から11歳の方、今、追加接種3回目をやっていたんですけども、もともとは従来株の接種でした。ただ、3月8日からオミクロン株用のワクチンの使用が認められたということで、オミクロン株ワクチンによる追加接種が始まったという内容になってございます。

国のリーフレット、「令和5年でも全ての方に自己負担なしでワクチン接種をいただけます」というような資料のところを見ていただくと、一番上の資料、左から令和4年度から5年度になるんですけども、12歳以上の方につきましては、オレンジ色の部分、今やっている接種については、5月7日まで実施をします。5月8日以降は、高齢者ですとか基礎疾患の方を対象に8月まで春開始接種を実施をします。また、それ以外の方については、上記の方以外ということで棒線が伸びていて、全ての方が令和5年秋開始接種を受けるというようなことが今、国から示されているような内容になってございます。

5月8日から春開始接種のほうが始まりますので、今、予算のほうを精査をさせていただいて、今度の議会のほうで、審議を頂くというような内容になってございます。今予定ですと、春開始接種用の接種券については、4月24日に発送をしたいなというところで調整をしております。いずれに

しましても、ちょっと制度自体がなかなか複雑化をしてくるような状況になってございますので、接種券の発送ですとか、接種券の提供ですとか、そもそも制度について、今後も分かりやすい周知に努めていきたいというふうに考えております。私からは以上です。

（菱沼会長）

ありがとうございます。ぜひ、関連団体の方々、それぞれのところに持ち帰って、周知していただけたらと思うので、よろしくお願いします。

続きまして、報告事項の4、足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況について、飯嶋感染症対策課長から説明をお願いします。

（飯嶋感染症対策課長）

感染症対策課長の飯嶋です。では、私のほうからご説明させていただきます。

足立区における新型コロナウイルス感染症の発生状況でございますが、東京都全体におきましては、12月から1月にかけて大変流行している時期がございましたが、令和5年度、直近のもので3月20日現在では、1週間の1日当たりの平均が650人程度まで減少してきております。

区内の届出対象者の推移につきましては、別紙のとおりでございます。直近のものでは3月13日から3月19日のもので、38件となっております。

続きまして、区内のクラスターの状況でございます。3月20日現在で895件となっております。

続いて、足立区の発熱電話相談センター及び足立区PCR予約専用ダイヤル等の電話相談の実績でございます。3月のデータでございますが、3月20日現在で409件となっております。

続いて、ページをおめくりいただきまして、4の足立区発熱電話相談センターと区のPCR予約専用ダイヤルの統合についてでございます。

PCRの予約専用ダイヤルという、PCRの予約に特化したダイヤルのほうをご用意して今まで対応しておりましたが、件数の減少とともに統合をする予定であります。こちらのPCR予約専用ダイヤルにつきましては、3月31日をもってこの電話番号は終了させていただきまして、4月1日以降につきましては、足立保健所内で行っております足立区発熱電話相談センターに統合させていただきまして、運営していく予定としております。周知につきましては、あだち広報の3月10日号と3月25日号で行わせていただいております。

続いて、5でございます。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更についてです。報道もされていますが、令和5年5月8日をもちまして、新型コロナウイルス感染症につきましては、今までの2類相当の対応から5類感染症へと位置づける予定でございます。

主な変更内容としましては、ア、イ、ウ、エと4つに分けさせていただいておりますが、患者対応、医療提供体制、サーベイランスと基本的な感染対策ということで、それぞれ終了するものと継続するものがあります。

患者の対応につきましては、段階的に移行していくとしておりますので、報道におきましては、外来入院医療費の、例えば、新型コロナウイルスに関するお薬の公費負担、こちらにつきましては、ある一定の程度まで継続される見込みとなっております。

サーベイランスにつきましては、今まで

全数把握ということで行ってまいりましたが、こちらは医療機関を抽出して発生動向を見る、定点サーベイランスに移行していく予定となっております。

私からのご説明は以上でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございます。

では、続きまして、報告事項の5、特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認についてを菊地子ども政策課長から説明をお願いします。

(菊地子ども政策課長)

子ども政策課長、菊地でございます。私からは、私立幼稚園の利用定員の確認についてご説明させていただきます。

本日席上に配付させていただいた別紙の報告事項5の資料をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

まず、記載させていただいた私立幼稚園に関する背景について、簡単にご説明いたします。

平成27年4月より子ども・子育て支援新制度がスタートしまして、私立幼稚園は各園の判断によって新制度に移行する園、移行園と、移行しない園、私学助成園、この2種類に分かれております。

この新制度におきましては、法に規定されている内容として、移行園が利用定員を定めるに当たりましては、子ども・子育て会議、足立区におきましては、子ども支援専門部会を含む、本地域保健福祉推進協議会が当たりますが、こちらにて意見聴取を行う必要があると規定されております。令和5年4月より5つの私学助成園が新制度移行園への移行を希望しておりますので、このことから、3月17日に開催された子ども支援専門部会にて各園の状況について

ご説明、ご報告させていただき、ご意見を頂戴したところでございます。

専門部会での意見をご報告させていただく前に、各園の移行に当たっての利用定員について、簡単にご説明させていただきます。

それでは、別紙の報告事項5-1、左上閉じている資料をご覧くださいと思います。

まず、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園を希望する需要数に対して、定員数を確保するということが各自治体に求められております。足立区における幼稚園の状況につきましては、項番1をご覧くださいますと、定員数は、令和5年4月時点で3,750名、余裕がある状況となっております。

各園の説明内容をご覧くださいますと、5園とも従来の認可定員に対し、利用定員を減らす、少なくしているような状況です。合計いたしますと398名分少なくなっておりますが、依然として、3,350人分余裕がある状況となっているため、供給量は十分に確保できる状態といえます。

なお、各園の定員設定に関しましては、過去3年間の利用状況等を踏まえた設定となっております。

また、必要な職員配置ですとか、面接基準などにつきましては、区が事前に確認を取らせていただきまして、移行に当たって問題はございませんでした。

以上のような状況を踏まえまして、子ども支援専門部会でご審議いただいた結果、2点ご質問がありました。お手数ですが、別紙の資料報告事項5のほうにお戻りいただければと思います。

下のほうですが、項番1の審議結果についての記載のところをご覧くださいます

と、質問の1点目といたしましては、最近の傾向及び次年度の入園予定数を踏まえた定員設定と、少し数字がどうなのかというところがございましたが、そちらは次年度の入園予定数も踏まえた定員設定であることから、問題ないと区として考えております。

2点目につきましては、裏面になりますが、利用定員に応じた各基準が定められており、基準に応じた運営経費が支出されるということから、運営に支障がないと考えております。

こういった審議の結果、子ども支援専門部会といたしましては、この内容で進めていくことは問題がないとの結論を頂きましたので、本日ご報告させていただくところでございます。

私からは以上でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございます。

続きまして、報告事項6、足立区待機児童解消アクションプランの改定についてを蜂谷待機児童ゼロ政策担当課長兼務私立保育園課長から説明をお願いします。

(蜂谷待機児童ゼロ政策担当課長兼務私立保育園課長)

待機児童ゼロ政策担当課長の蜂谷でございます。よろしくお願いいたします。

報告事項資料の5ページをお開きください。

私からは、足立区待機児童解消アクションプランの改定について報告をさせていただきたいと思っております。

ご案内のとおり、こちらのアクションプランでございますが、平成23年度以降、毎年改定をされているところでございます。おかげさまをもちまして、令和3年度に足立区も待機児童ゼロを達成したところで

ございまして、令和4年度は1名待機児童が出たところではございますが、ほぼ待機児童が解消された状態ということで確認しております。

本日、報告、こちら別添資料、報告事項6-1ということで、今回改定させていただきましたアクションプランの冊子をおつけしてございます。ご覧のとおり、結構厚めの書類でございますので、本日、報告事項資料の5ページ以降に主だった改定の内容をまとめてございますので、報告事項資料のほうに沿って説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改定につきましても、今後の予測の見直しと現在の取組、それから新たな課題について改定をさせていただいております。

5ページの1番にございます保育需要予測の更新でございますが、こちらのほうの表にございますとおり、Aのところに保育需要数、保育定員数、過不足となっておりますが、保育需要数というのが、いわゆる保育を必要とされている方の数でございます。その下の保育定員数というのが、今足立区で整備された保育施設の受皿、お子さんが入れる人数となっております。その下の過不足でございますが、いずれもプラスということで、今十分に保育需要の数は満たした状態ということがいえるところでございます。

ただ、保育需要でございますが、年々保育需要率は高まっております、特にゼロ歳から2歳にかけての保育需要が高まっているところでございますので、毎年その保育需要を踏まえながら、こちらのほうの数字を見直しているところでございます。

今申し上げたとおり、十分に保育施設、

受皿のほうは用意されているところなんですけれども、一方で問題になっているのが、その空きというのが今、問題になってございます。

5ページの2番のところで、空き対策というふうに書かせていただいておりますが、2つの取組をさせていただいております。

まず、私立の保育施設の経営を圧迫しないように、区立保育施設の入所定員の抑制を行っております。

次の6ページの上のほうの表に区立保育園の入所抑制の数が出てございますが、こちら令和6年のところまで入所の抑制を計画してございまして、トータルで384名分の枠のほうを今、抑制しているところでございます。

次の(2)でございしますが、こちら私立の保育施設に対する空き対策でございます。ア、イ、ウとございますが、まず、アのところです。私立の保育施設のほうが建て替え工事を行う際には、その地域、その保育園場に見合った形の定員数に直した形で建て替えのほうを進めてございます。

あと、2番のイのところの利用定員変更でございしますが、各保育施設の利用定員を見直すことによって、補助金、給付金の額の引上げを行っているところでございます。

あと、ウ、固定的経費の補助でございしますが、こちら具体的には、小規模保育施設、あるいは保育ママさんについてなんですけれども、空いているところにつきましては、そこの部分、収入が担保できるように区のほうから補助を行っているところでございます。

次の3番、年度途中の待機児童の発生状況と対応策でございます。

こちらが今年度改定しましたアクションプランの大きな目玉でございまして、新たな課題として、年度途中の待機児童の解消というのがございます。冒頭で申し上げましたとおり、年度初めの待機児童はほぼほぼ解消されたところなんです、年度途中においては、まだまだ入れないといったお声が届いております。

この下にある表のところでございしますが、10月1日現在で待機児のところを集計したところ、41名、10月1日現在で待機児が発生していることが判明いたしました。特にゼロ歳児のところでは35名出てございまして、1歳児、2歳児までで41名といった状況でございます。

今後、この年度途中の待機児童を解消するために次の7ページでございしますが、対応策のほうを今、区のほうで検討しているところでございます。抜本的に解消する策というのはまだ、はっきり言ってまだないところなんです、今できることから着手したいということで、次のアイウのところについて着手を進めているところでございます。

まず、アのベビーシッター利用支援というところでございしますが、こちら、今日の情報連絡のほうにも資料がございまして、47ページをお開きいただいてもよろしいでしょうか。ベビーシッター利用支援でございしますが、こちら東京都のほうで実施している事業、これを活用するような形でございまして、東京都のほうで認定している事業者、ベビーシッターの事業者になるんですが、こちらをご利用いただける方、待機児として認定された方がご利用される場合、こちらの1時間で150円のご本人負担でご利用できるような仕組みになってございます。ぜひ受皿の一つとして、こうい

ったものも活用したいというふうに思っております。

また7ページにお戻りいただきまして、次のイでございますが、保育事業者へ入所保留者の発生状況等を情報発信という取組をさせていただきたいと思っております。今現在、こういった地域、こういったところで何歳児のお子さんが待機児出ているというのを積極的に保育事業者の方々に情報発信することで、場合によっては受皿となり得る、年齢区分の変更ですとか、受皿の変更ができるのではないかという考えのもと、こういった情報発信をまた強めてまいりたいと考えております。

最後のウでございますが、入所不承諾となった保護者への情報提供でございます。今、待機児になっている方についての情報発信でございます。入所申込みの際には、待機児といって、入所ができないというところなんですけれども、1か月後、2か月後に空きが出る場合がございますので、そういった情報発信をまた保護者の方に小まめにしていくことによりまして、1か月後、2か月後ご希望のところにいったケースも生まれてくるかというところなので、とりあえずはこういった取組をまず始めてみたいと考えているところでございます。

以上が今年度の改定内容の報告でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございました。以上で、報告事項6件の説明を終了いたします。

これから皆様からのご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。意見、ご質問ございましたら、お願いします。皆さん方がですか。石渡先生。

(石渡委員)

介護保険と障害者計画の担当をしております石渡と申します。今の報告事項6点頂いた中の6番目の待機児童解消アクションプランということなのですが、2点ほど質問でございます。

待機児童が減っているのですが、私立保育園の事業を妨害しないようにというところなんだと思うんですが、6ページに区立の保育施設の入所定員を抑制したということで、384名分ということに紹介されていますが。この抑制というのは、やはり令和4年とか令和5年あたりがかなり多くなっているというのは、これはコロナが進展したことによってテレワークなどが増えて、保育所規模が少なくなったみたいな報道などもされていますが、そういうことが影響しているのかどうかみたいなところを1点。

それから、もう1つ、これで入所定員が減った場合に、保育士さんも業務を外れるようなことがあるのかどうか、そのあたりをちょっと教えてください。以上です。

(蜂谷待機児ゼロ政策担当課長兼務私立保育園課長)

ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の入所抑制の部分についてのコロナの影響でございますが、今、保育事業のほうを調査する限り、コロナによる大きな影響というのは生じていないものというふうに捉えてございます。

したがって、こちらにございます抑制の数でございますが、その都度、地域の需要数を見まして、区立のところでは、要は、だぶついているところを少し減らして、私立のほうに促すといった形でやらせていただいているところでございます。特に、この数字の膨らみ、へこみにつきましては、コロナの関係の影響はないものと捉

えてございます。

(菊地子ども政策課長)

2点目につきましては、子ども政策課長、菊地からお答えいたします。

定員抑制したことで保育士の方の業務がどのようになっているかというご質問かと思いますが、足立区内において、特に区立園で発達支援に課題のあるお子さんが多数入所しているような状況でございます。利用の定員は絞ってはおりますが、そういった多様な保育を必要としている方、お子さんが多数いらっしゃると思いますので、そちらへの支援を強化するという形で、引き続き業務のほうは対応させていただいている状況でございます。

(石渡委員)

ありがとうございます。そうしましたら、最初の回答についての確認ですが、コロナの影響というのは特に見られないという理解でよろしいんですねという、すいません、これ確認です。

あと、2点目の保育士さんに関して、発達支援の必要性が高くて、そちらに保育士さんが対応してくださっているということなので、ありがとうございます。障害をやっている立場としては大変うれしい情報をお聞きしました。

やはり、ここのところ、保育士さんの不適切な支援みたいなのところがあるところ、話題になっています。そういうとき、やはり、発達障害がありで対応が難しいみたいなのことなんかも原因の一つとして言われていますので、ぜひそのあたりのところは、今後も手厚く対応していただけたらありがたいなと思いました。以上です。

(蜂谷待機児ゼロ政策担当課長兼務私立保育園課長)

1つ目のご質問について、すいません、

重ねて答弁させていただきたいと思います。

コロナの影響の部分でございますが、預け控えとかそういったものが危惧されていたときもあろうかと思います。今の足立区の状況をちょっと申し上げますと、確かに就学前の人口は年々減っているところでございますが、コロナ禍におきましても保育事業のほうは逆に伸びてございまして、保育を必要とする方は増えている状態でございます。こういった数字になってございます。

(菱沼会長)

よろしいでしょうか。そのほかはいかがですか。

ちょっと私のほうからも2点あるんですけど、ちょっとよろしいですかね。

私のほうで情報連絡事項のところの2件目の高齢者の孤立死の現状についてというところで、資料も出していただいているので、ちょっと取り上げたいと思うんですね。コロナ前とコロナの中でどう違いがあるのかみたいなことで、これとっても貴重なデータだと思うんですね。

別添資料の2-1を見ると、その9のところ。例えば、発見者の割合の中で、ちょっと数字が入っていないからちょっと見にくいんですけども、これを見る限り、例えば、コロナの前は隣人が発見していたのが、コロナ禍の中だと隣人の発見というものが減っているように見えるんですね。やはりコロナの中では、なかなかそういった地域の関わりというものが減ってしまったんじゃないだろうかというところがあるんだと思うんですね。なので、こういったことを踏まえると、やはり地域の中でのつながり、毎日誰かと話ができるような状況になっているか、というところから地域の

方々と一緒に対応を考えていただけたらと思いますし、あともう1つ、エアコンをつけていなかった方がとても多かった。スライドの5番のところ、5ページ目のところ。スライド番号が1の(3)夏季の高齢者孤立死の最低気温別、それはタイトルありますけれども、エアコンを設置していたんだけど、使用していなかった方が多く亡くなられているということからすると、やはりこういったところも気にかけて声かけをしていくというところの大切さにもなるのかなと思って、これ貴重なデータなので活用していただきたいと思うんですね。

というのが、ちょっとこの定義ですけども、孤立死の定義、これは報告、別添資料2-1の一番最初のスライドにあって、当分析では、単身者の自宅での死亡を孤立死と定義しますとなっているんですけども、これ結構いろいろな定義がありまして、孤立死と孤独死の違いもよく言われるところですね。亡くなるまで1人で暮らしている人で亡くなったんだけど、それまで関係性をいろいろ持っていて、たまたま1人で亡くなった場合は孤独死、それで、以前からもう人との関係がない中で1人で亡くなった場合は孤立死というふうにしている。孤立死と孤独死を使い分けしているところもありますし、場合によっては北九州とか、独居死、自宅で亡くなった場合は独居死というふうにしていて、その独居死の中で孤立していたかどうかを見るというところもあるので、ちょっとこの辺は足立区としてどうするかなんですけれども、全部ここで含めるだけでなく、ちょっと独自に何か分析できるものがあれば、本当に孤立していて誰とも接点がない中で亡くなった方はどうだったんだろうかというところ

も出していただけると、そうすると、地域の方々が頑張ってやっていらっしゃるのが見えてくるんだと思うんですよね。そういったところをちょっと検討していただきたいなという、コメントになります。

ちょっとこの件ですけど、何かありますでしょうか。事務局のほうで。

(近藤福祉管理課長)

絆づくり担当課長。

(會田絆づくり担当課長)

絆づくり担当課長です。今委員長からご指摘がございました件ですけども、まず、コロナ禍による変化については、令和3年の分析は今回できたんですけども、まだ昨年の令和4年の分析がまだ反映できておりませんので、引き続き、分析のほうをしていきたいと思ってございます。

それから、2点目のエアコンの件でございますけれども、こちらにつきましても、やはり自宅にエアコンがある方が実際には使っていないという状況で発見される方が多く見受けられます。これにつきましては、エアコンの適度な使い方を引き続きPRしていきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の定義の件でございしますが、専門部会でもご指摘がございまして、いわゆるみとりの方もこれにカウントされるのではないかとご指摘がございまして、確認をさせていただきました。監察医務院の数字をベースに、参考にデータで分析しておりまして、要するに、かかりつけ医が死亡診断書を書けないような状況、そういった場合にはみとりの方も懸案の対象になりますので、みとりの方もカウントされてしまうというような状況であることが分かりました。ですので、みとりの

方もこの分析の中にはかかりつけ医が死亡診断書を書けない場合にはどうしても含まれてしまうということで、ちょっとなかなかその辺の仕分けが最終的には難しいような状況も見受けられるという点が確認できましたので、今回、ご報告させていただきます。ありがとうございます。

（菱沼会長）

ありがとうございます。

続けてもう1点、教えていただきたいのが、情報連絡事項の8番目のところ、地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の公募結果についてということで、資料でいくと25ページになるんですけれども、ここで、申込みがなかなかなくて、認知症の高齢者グループホームから1件申込みがあったけれども、辞退をしてしまったということで、結果として、応募してきたところがなかったという状況で、これは足立区だけではなくて、ほかの地域でもこういったところというのは生じたりしているんですけれども、この応募がなかったりまたは辞退してしまったというところ、何かその理由といいますか、何かそこから次に考えておく必要があるのかどうか。大事なことになるかなと思うので、ちょっとこの辺で、どうして辞退されてしまったのか、もし分かるところがあれば、教えてもらえますでしょうか。

（小口介護保険課長）

介護保険課長からお答えさせていただきます。

まず、このグループホームの辞退した理由ですけれども、こちらについては、一旦、申込みがあったんですが、やはり土地の確保などだったかと思いますが、ちょっと理由が、ちょっと資料がないもので、後ほどちょっと報告させていただきたいと思

います。

また、応募がなかなかない状況で、今後ですけれども、応募者を増やしていくために、例えば、公有地を活用して公募をかけていくといったことを考えてございます。国や東京都、区の公有地を活用して、公募をかけていきたいというふうに考えてございます。例えば、特別養護老人ホームでも公有地を活用して公募を実施しているところもあるんですが、土地を確保して公募をしますと、それだけ応募が結構多く来ている状況でございますので、そういったことも、今後、検討していきたいというふうに考えてございます。

（菱沼会長）

ありがとうございます。やはり敷地の問題、それから人材、働く人の確保の問題、それから経営的な問題、いろいろあるかと思うんですけれども、ぜひ事業者の方々も今日ご参加いただいているところなので、そういったところもいろいろ把握して下さっているかと思うんですけれども。利用したい人はいるけれども、サービスがないというような状況にならないように、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

（小口介護保険課長）

すいません、先ほどのグループホームの件、途中で辞退した理由ですけれども、まず申込みをして、2次審査に入る前に辞退があった理由ですが、これ土地を申込みの法人が借りて申込みをしたんですけれども、その土地を大家さんが貸すことができないということで、途中で土地の確保ができなかったもので辞退ということで、こういった状況になったものでございます。

（菱沼会長）

ありがとうございます。

そうすると、事業所の方としては、でき

ればやりたかったということであれば、確かに土地の確保のところをサポートしていただくのも一つの方法かと思うので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

あと、皆さん方、いかがでしょうか。浅子委員さん、お願いします。

（浅子委員）

区議会議員の浅子です。今のお話で、土地の確保の問題が出てきましたけれども、報告事項1、これ学童保育整備計画なんですけれども、ここの今後の整備予定地区の中の、例えば、令和6年度開設というところで、中川なんかのところには令和4年度に応募がなかったため、令和5年度に再公募を実施とあるんですが、これなんかは、理由としては、やはり土地の問題があるのかなとちょっと私が勝手に思ったりしているんですが、どういう理由なんですか。

（江川住区推進課長）

学童保育室の関係のご質問でございますけれども、昨年度、4地域で公募をかけまして、1地域のみ募集があったという状況でございます。その理由としましては、事業所のほうに確認したところ、学区域を指定して公募をかけましたけれど、その学区域内では、学童保育室に適した物件が見つけることができなかったという状況でございました。

ただ、その学区域を少し外れたところであれば、よさそうな物件もあったという情報も入っておりますので、来年度に向けましては、少し公募条件を見直し、学校からの距離なども考慮した上で、条件を緩和して、公募したいというふう考えているところなんです。

（浅子委員）

学区域外ならという話ですけれども、やっぱり子どもたちが学校から学童保育室に通うということですから、一定のやはり距離、あまり遠くない距離でということ学区域内というふうになっているのかなというふうに思うんですね。だから、そういう点では、やはり学童のほうも土地とか、あと施設の確保というのが、事業者任せにしていると、やはりちょっと混沌がところによっては生じてきているのかなというふうに思いました。

それから、あと学童保育同じなんですけれども、情報連絡のほうで令和4年度、令和5年度で、8ページですか。実態が出ていまして、超過数というのが出ていまして、例えば、令和5年度は超過数が84名となっていますけれども、このお子さんたちはどこら辺の地域で、今どのような方向に、もう4月から学校が始まるわけですが、どのような方向になっているんでしょうか。

（江川住区推進課長）

超過数の内訳につきましては、9ページのところに地域別の状況が記載させていただいておりますので、こちらをご確認いただければというふうに考えております。あくまでこの数字というのは、一斉受付の中で第1希望をされた申請数と区の入入れ可能数との差というふうになっておりまして、現在、第2希望も含めまして、学童保育室の入室調整をしている段階でございます。

（浅子委員）

そうしますと、このまだ84名がほかの学童に入れたかどうかというのは、今後のことということですよ。ぜひきちっと、きちっといって、最後まで学童に入りたいということなので、ぜひそういう方向でお

願いたいというふうに思います。

それとあと、ほかのところでも言ったんですけれども、やはり定数と受入れ定数が実際は違うという、学童にはそういう問題があつて、できれば40人の学童が参酌基準としては適していると言われているんですけども、足立区を見ると、実際には40人とか40人以下というのが本当に3分の1くらいしか学童の中で確保できていないんですよ。だから、そういう点では、今回、1児童館ですか、増えたという報告がありましたけれども、実際には廃止してしまった学童もあるということで、やはり私としては、廃止をするのではなくて、やはり40人規模に極力していく。小学校もやはり少人数学級ということで、学年ごとに35人学級に今、実施をしているわけで。学童保育室というのも、生活の場と位置づけられているので、ぜひそういう方向に見直しの転換をしていただきたいというふうに私は思っています。

それからあと、待機児童解消アクションプランなんですけれども、当初は515人削減していくと、公立保育園。それが今回、384名というふうに人数が減ったわけです。本当に公立保育園の、主に3歳とか5歳と、4歳、5歳、2歳も含めて削減をするということで、やはり自分たちが入りたいところに、逆に入れなくなってしまう可能性も、親からすればあるというふうになるわけなんですけれども。これも、この間、コロナの中でやはり人数の問題が触られましたし、あと、今、保育士の1人当たりの基準というのが問題になっていますよね。問題というか、話題なっていて、日本は、4歳5歳は30人、1人で30人の子どもを見なきゃいけないと。その基準がどうなのかということが今、改めてここに問

われているような時期に来ているので、そういう意味では、まず、やっぱり足立区から、公立保育園の子どもを減らすというよりは、やはり子どもを、定数を、極力、平均にしていく。やはりそういうことで、公立保育園を減らすんじゃなくて、私立保育園もやはりちゃんと運営ができるような形で、公立保育園を減らさないで、保育士の基準、1人当たりの子どもの基準をやったり少なくしていくというふうにしていきたいというふうに、私は考えています。ということで、意見要望ですけれども、終わります。

(菱沼会長)

ご意見ありがとうございます。何か今のところで、事務局のほうでございましてしょうか。

(菊地子ども政策課長)

子ども政策課長、菊地からお答えいたします。

公立保育園の定数をならすという言い方でのご提案というところがありましたが、先ほどほかの質問でもお答えしたように、多様な保育を必要としているお子さんがいらっしゃると思いますので、そちらへの支援への充実というところを図ってまいっております。私立保育園の定員の関係、バランスというところがありますので、その辺は保育需要をエリアごとに見極めつつ、区立園での担うべき役割というところも十分果たしていけるような配置をしていきたいと考えております。

(菱沼会長)

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

(佐藤奈緒委員)

足立区手をつなぐ親の会の佐藤です。保育園が学童保育の待機児ゼロということに

ついて、ちょっと基本的なことで教えていただきたいんですけども、例えば、親御さんがまだ就職していない方で、保育園や学童に入れたら仕事を探しますみたいな方も保育園や学童を希望されると、お子さんが待機児ということになって、そういう方も希望された場合は待機せずにちゃんと入所できているということなのでしょうか。

それから、障害のあるお子さんの場合、先ほど保育園で必要に応じて先生が配置されるということでしたけれども、入所をされる段階で障害の有無によって、先生が足りないからちょっと待ってくださいみたいな対応がないのかなと思って。うちの息子は10年以上昔ですけど、保育園で加配できるのは、区立保育園でも2人までみたいなことを言われて、年長さんになる段階で療育機関に行こうかどうか迷っていたら、うちの息子が退園すれば、もう1人障害のある人が入れるのでと、ちょっと退園を促されたような経験があったんですけども。そういった対応はもう最近はないのかなということを気になりまして。

それと、話がちょっと別なんですけれども、今、保育園のほうに通われていないお子さんも一時保育ですかね。一時預かりのような制度があると思うんですけども、コロナの影響なのか、一時預かりに預かってもらえなかったとかマスクができないからということで一時預かりを断られたというような話が昨年、幼児の方からお聞きしたんですけども、一時預かり保育の需要と供給のほうは把握されているのかなということをお伺いしたいと思います。

（蜂谷待機児ゼロ政策担当課長兼務私立保育園課長）

まず1点目の保育施設の待機児の集計方法についてでございますが、基本的にお申

し込みいただいた方を母数といたしまして、そこからの全国的なルールに従って差し引いていって、結果ゼロになるかどうかといったところになってございます。今申し上げたのは差し引くところでございますけれども、育児休業される方であったりとか、あるいは給食活動とか等、個人的な理由で特定の施設しか希望しなくてそこ入れなければいいですよといった方、こういった方は全部除算してございます。したがって、基本的にはお申し込みになった方はそういった理由がない限り差し引くことはできないので待機児としては集計される形になります。

（江川住区推進課長）

学童保育室につきましても、学童保育室は放課後の保育に欠ける子が過ごせる場所というふうになりますので、4月の時点で稼働する見込みの方も申請はできることになってございます。

また、2点目の配慮が必要な子につきましても、受け入れることを前提で保護者の方から状況なども聞きながら対応しているところでございます。

（菊地子ども政策課長）

その他の質問を子ども政策課長、菊地からお答えいたします。

まず、障害のあるお子さんの受け入れに関して、入所に関してのところですが、過去は区立園においても発達に障害のあるお子さんについての受け入れの枠というものがありませんでした。ただ、発達に障がいがあることによって保育所入所の条件が不利になることがないようにするため、その枠については、現在は撤廃させていただいているような状況でございます。

ただ、施設によっては障害の内容によって受け入れが可能な園、不可能な園という

ところもございますので、入所の相談の段階で園によってはお断りされるようなケースもあろうかとは認識しております。

あとは、一時保育については、区立、私立、認証保育所を含めて様々な施設で一時保育の受け入れというところでは行っているところがございますが、やはりコロナの影響でなかなか受け入れが、体制を構築するのが難しいという状況がございましたので、過去コロナ前に比べますと受け入れのほうをお断りしているような状況はあろうかと思えます。来年度、5月以降また状況が変わってまいりますので、積極的な受け入れを進めていけるかと認識しております。

（菱沼会長）

よろしいですか。ありがとうございます。そのほかの方。お願いします。

（細井委員）

高齢者在宅サービスセンター西新井の細井と申します。私のほうからご質問させていただきたいところは、情報連絡の1番の今お話が出ていたような学童保育のところでございます。この資料9ページのところの今後の方針というところに、3番の今後の方針の中に（2）で、要するに不承認になった方についての取扱いというんですか。空きのある学童保育一覧を同封して周知をするという。

あともう1つ、また児童館特例利用、ランドセルで児童館への情報を積極的に行うと。この2点がここに書いてあるわけですが。私がちょっとある方といいますか、私自身の施設の職員にお聞きしたところ、この学童保育の場合には基本的にはこれ9時から5時ですかね。それが（トクジ）を使うと8時半から6時まで利用できると。一方で、児童館のほうのランドセルで児童館

のほうは9時から6時という時間帯ですので、どうしても仕事の勤務上8時半という時間に就労しなくちゃいけない親がいた場合には、なかなかこの時間帯の30分という時間が繰り下がると利用しづらいという、そういった話を何件か私、聞いたことがございます。

話の内容が、私が直接児童館等に確認したわけじゃないのであれなんですけど、もしこういった状況があるのであれば、例えばこの児童館のほうの利用に関しても（トクジ）で8時半から利用できるという、こういった措置はできないんでしょうか。

（江川住区推進課長）

ご質問ありがとうございます。現在、学童保育室につきましては、まず特別延長保育という形で夕方の7時までというふうになっております。一方で、ランドセルで児童館につきましては、今委員おっしゃられたとおりでして、夕方は6時までというふうになってございます。こちらにつきましては、児童館の体制などの問題もございまして、現状としては児童館の仕組みの中で、ランドセルで児童館という制度を行っているという状況でございます。

（菱沼会長）

よろしいですか。そういった状況があるとすれば、地域の中で子どもたちの居場所を作ることができないだろうかということも考えられるかと思うんです。その地域の方々がそういった状況を実際知っているかどうかにもなるんですけれども。結構そういった状況を知ることによって、それであれば子どもたちの居場所を作ろうよというような動きをしているところもあるので、ぜひそういったところをここに留めずに、地域の方々と共有しながら何かできないか検討につなげていただけたらなと思いま

す。そのほかいかがでしょうか。お願いします。

（橋本委員）

特別養護老人ホームハピネスあだちの橋本です。

1点質問ですけれども、報告事項の4、新型コロナウイルス感染症の4の5です。感染症の位置づけが5月8日に変わるということで、本当に過去にあったかちょっと私は分からないんですけれども、マスクも個々の自由化になり、結構ちらほらマスク外している方もいてちょっとずつ世の中変わっているなと思ってきたんですけれども。5月8日からさらにまた今までの日常に戻ってくるのかなと思うんですけれども。ここのアの患者対応というところがありまして、ここのところで感染法上で2類から5類に変更というところで、2類のところは皆さんおっしゃる保健所が関わって入院調整とか相談とかやっていたんですけれども、これ5類になった場合保健所の管轄とは少し外れるので、例えば今まで高齢者施設のご入居者さんが感染したりとか、あとは区民の方もそうですけれども、例えば5月8日に感染しましたとなった場合は、これはもう保健所は外れるので保健所に相談はできなくなるのか、あるいは移行期間なのでまだしばらく保健所に相談とかできるのかというところ。ちょっとまだ初めてのことで決まっていないこともありますけれども、もし分かれば教えていただければと思います。

（飯嶋感染症対策課長）

感染症対策課長です。ご質問ありがとうございます。私からご回答させていただきます。

このたび2類相当から5類に移行となるわけですけれども、5月8日以降も高齢者

の方、あとまた障害者の方、そういった方々への対応というのは段階的にということが特に国のほうでも示されております。

ご相談でございますが、これは高齢者の方に限ったことではございませんが、新型コロナウイルス感染症に対するご質問など区民の方々からまたいろいろなご相談とか5類に移行した後もある可能性があるかと私ども考えております。ですので、区で行っている新型コロナの電話相談センターにつきましては、移行後もしばらくの間は継続をしていきたいと考えているところでございます。

また、都のほうでもその電話相談センターのほう24時間体制で行っております。なので、例えば夜中、休日、祝日、具合が悪くなったとき、そういったときにもすぐにご相談できるような体制、こういったのは5月8日、5類以降も継続して行っていく予定でございます。

（馬場委員）

衛生部長の馬場でございます。

今、ご質問があったことは感染症対策課長が答えたとおりでありますが、少し補足させていただきます。東京都においては足立保健所においても当面の間は5月8日以降も入院調整は今行う予定というふうにされています。それがいつぐらいまでかというところはまだ決まっておりません。私ども、今、国と東京都からの情報をもとにどういうふうに移行していくかというところを検討しておりますが、できれば4月に入ったところで福祉部とも相談しながらある程度こんな形で移行していきますというあたりも説明できたというふうに考えておりますので、またその時期とか場所等は決まりましたらご連絡させていただきます。

（菱沼会長）

よろしいですか。事業所の方々にとってはやはり心配なところもあるかと思うので、はっきり次第、周知のほうをよろしくお願いします。では、そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。石渡先生、今までのところでありませうでしょうか。

（石渡委員）

すみません、ご指名いただいたので。やはり私も保育所の不適切な支援とか虐待という辺りがいろいろ問題になっているところで、今日の資料でも虐待予防の強化月間みたいなところについて資料ありますけれどもでも、これって要するに家庭内での家族による虐待みたいなところになってくるわけで、やっぱり保育所での虐待対応みたいなところは国としてはきちんとしたシステムがないというふうに、障害児の場合なんか障害者虐待防止法の対象に保育所はなっていませんし。なんか足立区としてその辺り、独自の保育所の虐待防止みたいなところについてシステムとか対応する方法があるのかどうか、ちょっとその辺りがもし分かれば教えていただきたいんですが。

（菊地子ども政策課長）

子ども政策課長、菊地からお答えいたします。

本日、情報連絡事項のほうにも載せさせていただいておりますけれども、保育所の指導検査実施結果ということで36ページなどにも情報を入れさせていただいております。こちらの国の子ども支援新制度の法に基づいた指導検査というものが求められておりますので、区としても保育所の保育の状況ですとか会計面ですとか決められた基準に基づいて指導検査をさせていただいているところでございます。

また、それに付随して、そこで指摘されたものが改善されているかどうかというこ

とで巡回指導ということも随時行っておりますので、そういったところで保育の質の担保を取らせていただいているところが1点ございます。

また、区の保育所管課が主導いたしまして、教育・保育施設全体に向けて保育士向けの研修なども随時行っている状況でございます。研修を通して、昨今発生している不適切な保育を踏まえた子どもの人権に即した保育の内容などについて改めて理解を深めて各園に持ち帰っていただく等、防止に向けて区全体として取り組んでいる状況でございます。

（石渡委員）

ありがとうございます。本当に子どもの場合は、虐待を受けたというふうな意識もできませんし、訴えることもできないので、本当にその辺りは研修を通して、保育者の意識というのをきちんと形成していただくということが大事かと思っております。また研修の成果などについて何か分かったら教えていただきたいなと思っておりますし、あとやっぱり国に働きかけるみたいなことなんかもきちんと法律の中に位置づけるとか、そういうところも自治体としてやっていただくことも必要かなんて個人的には考えています。私も都内の児童相談所の虐待検討みたいなのに関わっているんですけど、本当に親から虐待を受けた場合の子どもの心の傷というのも本当に大きいななと思っていますし、それは保育者から受けた場合もやっぱり大きいななという、成長した方の言葉なんかを聞いても思うので。この辺り、ぜひ何かきちんとした対応がこれからシステムを検討していただけたらというようなことを思っています。すみません、少し余計なことを申し上げたかと思いますが、すみません。

(菱沼会長)

ありがとうございます。

(長谷川委員)

副区長の長谷川と申します。よろしくお願ひします。

実は、冒頭、会長のほうからWBCの話があったときに、足立区の障害ある方々がスポーツに対してどう取り組んでいるのだろうかというふうなご質問がありましたので、足立区の障害者のスポーツ支援について少しご紹介させていただきたいと思ひます。

実は、足立区は先の東京オリンピックパラリンピックのときに、足立区の1つのレガシー、遺産としてオランダの当時オリンピックパラリンピック委員会のパラアスリートたちと連携事業ということで4年間オランダのパラアスリートが足立区に来て、子どもさんたちと障害を持ってもスポーツができるということで様々な交流をしてまいりました。実は、その成果として1つが障害のある方がスポーツをしたいといったときに、どこでどういうスポーツをしたらいいのかということが分からないということで、これはオランダにある窓口を模倣したんですけれども、スポーツコンシェルジュということで、障害のある方がスポーツをやりたいときに相談窓口を1つ作ったということで今運用をしております。まだまだ数が少ないですけれども、そこで障害を持った方がスポーツにつながるきっかけができたということであります。

それからもう1つは、もう既にご承知かと思ひますけれども、総合スポーツセンターの横に少し囲ったコートができたんですけれども、あれはオランダのヨハン・クライフというサッカーの名選手の財団がありまして、そちらから2,000万ほどの寄

附をいただいてスペシャルライフコートということで、日本で初めてなんですけれども、障害者の方を優先的に使えるようなそういうコートを作ったということが1つあります。

それから、具体的に来年度は足立区の予算として、障害者のスポーツ活動にかかる経費の助成ということをさせていただきます。具体的には様々な障害でスポーツをやっている方と色々お話をさせていただいて、実際にスポーツをやっていく上では、例えばサッカーをやるとユニフォームがいるとか、それから移動に交通費がかかるとか、例えばスポーツクラブの経費がかかるということがあるのでそういうことが一つ障害になりますねというお話をいただいたので、実は来年度、年間1万円ですけれども補助率2分の1、上限額補助が1万円ということで、障害がある方がスポーツをする上での経費補助もさせていただくということで、足立区はオランダと一緒にパラスポーツで社会を変えようという標語の下、様々な取組をしてきましたので、障害者スポーツについてはこれからも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。報告でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございます。とてもいい取組を進めてくださっていると思うので、スポーツを通して障害のある方、ない方、その垣根を取ってつながることができたらいいなと思ひます。

また、さっき石渡委員さんがおっしゃっていた部分で、障害者施設の虐待防止についての取組に以前関わってくださっていたかと思うんですね。そういったこともあるので、一方で、そういった弱い立場の人たちが虐げられることがないように、これ

は多くの方々と共有しながら。また、そのスポーツをするとき障害がある方がスポーツをしようと思っても戸惑うことによってなかなか受け入れることがためらってしまう、みたいなことがないように、そういった部分では福祉について学んだり接したりする場面もあわせて進めていただけたらなと思うので、どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

（片野委員）

足立区女性団体連合会の片野と申します。よろしく願いいたします。

また保育園の話に戻させていただいて申し訳ないんですが、定員抑制の話が出てきたんですが、私としては休日保育、これは働く女性にとっては休日保育これから大変重要な問題になってくると思うんです。近隣の区を調べますと、葛飾区は6か所、世田谷区6か所、足立区3か所なんです。ですので、私立の保育園がやはり休日保育を行うとか、そういう努力をするというんですか、そういう形で働く母親たちを支えていただくことがこれから大変子育て環境においても休日保育あるなしで居住区を選んでくる人が出るかもしれませんので。そういった部分では、公立園の取組もそうだけれども、その辺りを検討していただきたいと思いますので。区としては休日保育についてどのようにお考えになっているのかお聞かせいただけますと幸いです。

（菊地子ども政策課長）

子ども政策課長菊地からお答えいたします。

休日保育、働き方が多様化している中で様々な働き方が変わる中で、休日働かざるを得ない方が多くなっている状況は認識しております。ただ、具体的なニーズがどれぐ

らいあるかというところがまだちょっと測りかねているところがございます。ちょうど来年度、子ども子育て支援事業計画という計画を策定する前段階として区民の方々を対象に保育をいろんなサービスの利用を希望されている方向けにニーズ調査を実施する予定となっております。その中で、休日保育などを含めた多様な保育の必要性というところを測らせていただいて、どの程度のボリュームがあつてどの程度区としてそういったサービスを提供していく必要があるのか確認をした上で具体的に事業計画の中に反映させて、必要であればサービスの拡大を検討してまいりたいと考えております。

（菱沼会長）

よろしいですか。ありがとうございます。では、中村委員さん、お願いします。

（中村輝夫委員）

友愛クラブの中村でございます。

今、障害者のスポーツの件が出ていたんですけど、私たちは地域で健常者と障害のある方も一緒にイベントをやろうよという計画をしていまして、今実行委員会を開いているところなんですけども。障害のある方たちの移動に関して予算の中から出せないで、区が補助してくれるならば車を出して呼んできて一緒にボッチャやりたいなと思っているんですよ。そういうことで出してくれるのかどうか、その辺ちょっと聞きたいなと思っている。

（依田委員）

地域のちから推進部長の依田と申します。

新年度予算計上させていただいている中の移動の手段についてなんですけれども、1回につき300円お支払いをするということで計上させていただいています。その

1回の移動というのは、電車ですとかバスですとか車に同乗させていただいたとかそういう場合も1回300円ということで、障害者の方から請求をしていただいて、その方にお支払いするという仕組みで今のところ予定をしております。

(中村輝夫委員)

ありがとうございました。分かりました。

もし、車を持っている人に迎えに行き連れてきてというような場合、ガソリン代かなんか出してあげればもっとスムーズにいくかなと思っているんですよ。今年の11月にやりたいなと思っています。今、3回目の実行委員会まで進んできたんですけど、何せ障害者の方と普段から会っていないから。本来なら常に仲良くなっていれば一番いいんだけど、そういう機会が少ないから。今度のときだけは何とか一緒にやりたいなと思って。去年の11月にもやったんです、大境公園で。そのときはスポーツ推進委員の方にお力をいただきまして、ボッチャを体験したんです。そういうことがありますので、これからはそういう形でいきたいなとは私は思っています。

それと、いいですか、高齢者孤立死のデータで、8ページかな、がっくりきちゃったんだよ。男性が女性の倍なんです。女性の場合はそれだけ社会参加しているってことなんだろうけど、もうちょっと男性にも出ていただきたいなと思いまして。この前安心連絡会があったときに何か意見ないかって言うから、発言させてもらったんです。それは、定年間近の人たちに教育してくれと。部長さん、課長さん、大企業のこの人たちに自治会入ってください、老人会入ってくださいって言っても、けんもほろろに断られる。会社では確かに部長さんで

あり、課長さんでしょうけど、地域に帰ると何々さんなんです。その辺のあれをしないと、いつまで経ってもこの問題は解決しないと私は思っているんですよ。そういうことで男性も地域にどんどん入ってきていただきたいという発言をさせていただきました。それ言ったら、そのとおりだねなんて声もいただきましたんで、ある程度は心強く思っているんです。語弊があったら申し訳ありません。

(菱沼会長)

ご意見ありがとうございます。1つは、高齢者、地域の方々と交流というのはとてもいい機会なのでぜひサポートのほうをよろしくお願いします。

あと孤立死、男性のところなんですけれども、データを見てみると配偶者と死別や離別をした方々の孤独死って結構多いんです。結局なかなか自分のしんどい気持ちを話せない人たちがいて、居場所で楽しく過ごすということができない人たちもいたりするので。居場所に来てもらうに加えて、居場所に来られない人たちに対する訪問活動、アウトリーチって言いますけれども、どう声掛けしていけるのか、または気にかけていけるのかという両面から取組進めていただけたらなと思っています。

足立区のいいところは、自治会さんがどれくらいいるだろうかということで全数調査されているんですよ、一人暮らしの方とか。こういったことは他の区ではなかなか見られないことなので、その調査でとどまらずに、例えば配偶者を亡くした方はどうなんだろう、それに対する声掛けはどうなんだろう、取組考えていただけたらなと思うのでよろしくお願いします。大事なところありがとうございました。

そのほかはいかがですか。よろしいでし

ょうか。概ね90分ほど経ちますのでよろしければ今日はこれで終わりにしたいと思います。

それでは、皆さんありがとうございました。事務局にお返しします。

(近藤福祉管理課長)

本日は長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。次回の協議会は令和5年7月26日水曜日、午後2時から予定しております。詳細は決まりましたらお知らせいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の足立区地域保健福祉推進協議会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

午後3時31分閉会